

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: right;">（平成十八年九月二十九日） （厚生労働省令第百七十二号）</p> <p>第一条～第十六条 （略） （サービスの提供の記録）</p> <p>第十七条 指定障害者支援施設等は、<u>当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定障害者支援施設等は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p>	<p>○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: right;">（平成十八年九月二十九日） （厚生労働省令第百七十二号）</p> <p>第一条～第十六条 （略） （サービスの提供の記録）</p> <p>第十七条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。</p> <p><u>2 指定障害者支援施設等は、前項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p>

第五十六条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十七条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

二～六 (略)

附則 (略)

第五十六条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十七条第一項に規定するサービスの提供の記録

二～六 (略)

附則 (略)